

いじめに関する現状と課題
庄中学校の生徒はほとんどが庄小学校から進学してきた生徒のみで、人間関係が固定化しやすく、関係性が悪くなった場合に逃げ場がづくりにくい現状がある。保育園・幼稚園からともに成長してきた生徒がほとんどで、お互いに気心が知れているゆえに、他者に対する思いやりを欠く言動が見られることがある。また、一度弱者になった場合に周囲から SNS などを使って攻撃され、トラブルの原因になることも多々ある。こういった背景により学校や教師側がいじめに気付きにくい現状があるので、生徒の些細な変化を見逃さず、複数の教師で細やかな連携をとり、対応していく必要がある。また、学校が落ち着いているからといって、いじめがないわけではないという危機感を常にもって、職員研修や様々な校務分掌会でいじめに対する意識を深め、いじめ防止についての積極的な取組を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
【庄中学校 3 原則】 ①早期発見・早期対応・早期解決をめざす ②教師がいじめに正面から向き合う ③いじめを複雑化・深刻化させない 【本校 5 つの構え】 ①「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解決」が大原則 ②いじめの定義を限定して解釈することなく積極的にいじめを認知 ③子どもの訴えや保護者の相談に、真摯に耳を傾け、誠実さとスピード感をもって対応 ④悪いのはいじめる側であり、いじめられる側ではないのは明らかであり、いじめた側への指導といじめられた側の気持ちへの寄り添いが基本 ⑤一部の問題とせず、学校全体の問題ととらえ、全教職員で組織的に対応

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
(1) 学校の基本方針を P T A 総会や学年懇談で説明し、学校のいじめ問題への方針や取組内容について理解を求める。 (2) 学年懇談会や学級懇談会で意見交換や協議の場を設け、問題の早期発見や対応の改善に努める。 (3) インターネットやスマートフォンの使い方について警察や外部講師を招いて研修を開き、生徒・保護者に人権に配慮した使用法の理解を深める。 (4) スクールカウンセラーや不登校対策担当教員との情報交換の場を定期的にもち、「カウンセリングだより」を発行し、学校の相談窓口の充実に努める。 (5) P T A クリーン作戦等の P T A 活動や、合同公園ウォーク等の学校支援ボランティアの活動、学区民大運動会等の地域の行事に、生徒と共に積極的に参加することで、地域の教育力を基盤としたいじめの起こりにくい雰囲気づくりと、未然防止に努める。	○全教職員による「学校が実施する取組」実施 ○いじめ対策委員会の設置とその役割 ・本校で生じた、いじめ問題への対応協議 ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、保護者へのいじめ防止啓発等に関すること ・「生徒のそばに立つ指導」「ぶれない指導」の下、日常生活を複数の目で把握し、全教職員で共有した指導方針で指導にあたることで、いじめの芽の早期発見 ・いじめの事実が報告されたら、直ちに対策委員会を招集 ・事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始 ・担任、学年任せにせず、学校全体組織で対応し、徹底して解消に取り組む ・全職員に事実を伝え、共通認識・共通行動で指導 ・事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録、保管 ・教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修の計画・実施、研修会への参加	(1) 教師カウンセラーやスクールカウンセラーとの連携 ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもたちの悩みや不安等の相談 ・保護者の相談・カウンセリングの実施 ・校内対策委員会への助言と支援 ・外部機関とのパイプ役 (2) 倉敷市教育委員会との連携 ・いじめの事実を確認した場合は教育委員会に連絡、連携を図り迅速に対応 ・いじめが長期化している場合は経過を報告し、支援を依頼 (3) 外部機関（児童相談所・医療機関・市福祉課・主任児童委員・スクールソーシャルワーカー等）との連携 ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるケースについては、様々な外部機関と連携を図り、専門的な角度から総合的な判断と対応を依頼 ・他機関と継続的に連携しながら問題を解決 (4) 警察署との連携 ・犯罪性が高いいじめについては警察と連携して対応 ・被害者救済、二次被害防止、再発防止の徹底

学校が実施する取組	
①未然防止の取組	(1) 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり ・学級や学年、学校行事、生徒会活動、部活動等において集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合い、互いに支え合う集団づくりの取組 (2) 「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成 ・規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為で恥ずべき行為であること」「いじめを見逃さず周囲に訴えること」「周囲と協力していじめに立ち向かうこと」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底 (3) 「わかる授業づくり」、学習の「基礎基本の定着」 ・わかる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが生徒の心や生活の安定させる近道であるとした学習指導 (4) 「生命」や「人権」を大切にする指導 ・道徳教育の充実を図ると共に学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実 ・本校教職員が人権感覚を磨き、常に自らの指導姿勢の見直し (5) 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成 ・最近のいじめ問題にはネットを使ったものが急増していることから、生徒、保護者に通信や講演会、懇談会等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを向上
②早期発見の取組	(1) 校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】 ・小さないじめのサインを見逃さないきめ細かい情報交換、教師カウンセラー、スクールカウンセラー、学校ボランティアと協力体制の整備（情報交換・役割分担） ・全教職員での情報把握 ・いじめ防止対策委員会の定期的な実施 (2) 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】 ・生徒の立場に立った人間味ある温かい指導・生徒一人一人との触れ合い・自分や仲間のよさを伝えあい、互いの存在を認め合い、支え合う指導 (3) アンケート調査等の効果的な実施や保護者との連携【心の状態を把握する方途】 ・年間を通した計画的なアンケートや Q－U 調査の実施 「学校生活アンケート」を年間 3 回実施・教育相談週間を設置し、生徒一人一人と個別の面談を実施 ・保護者との丁寧な連絡・連携、協力依頼
③いじめへの対応	(1) 被害者・その保護者に対して ・徹底して被害者の立場に立ち、被害者にとって最も信頼関係のある教職員が対応する。「最後まで絶対に守る」という意向を被害者やその保護者に伝え、心のケアとともに、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提案していく。学校生活での見守りの継続、登下校や休日の様子などについても留意し、保護者や周囲の子どもから情報を収集し、保護者に経過等を定期的に報告する。いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも 3 ヶ月続いていることを確認して、いじめの解消とする。 (2) 加害者・その保護者に対して ・いじめを行った動機や気持ちにしっかり目を向けさせ、自らがやった行為に対し、正面から向き合わせ、相手の心の痛みを理解させ、いじめはいかなる理由があっても許されないことだと理を尽くし冷静に説諭する。加害者の心にも別要因でストレス負荷がかかっているケースが多いため、いじめをするに至った事情や背景を調査し、その点については共感的に理解しつつ、ストレスを軽減するような声かけをする。加害者の今後の生活について、行動改善を熟考し前向きに取り組ませる意欲づくりをする。保護者には事実を伝え、協力関係を構築し、家庭教育の協力を要請する。解決後もしくは、保護者に経過の定期的な報告する。 (3) 観衆・傍観者に対して ・いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることに気づかせる指導を行う。いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを発達段階に応じ指導する。全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成するよう常に意識して職務に専念する。 (4) 重大事態への対処 ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。